

聖心女子大学の内部質保証に関する方針

1. 基本的な考え方

- (1) 本学の教育理念、教育目標及び学部各学科・大学院各専攻が掲げる教育目標等並びに各種方針の実現に向け、教育研究をはじめとする大学の諸活動について、自己点検・評価を行い、教学マネジメントのもとで、教育研究水準の向上に資する改革を推進する。
- (2) 全学における内部質保証の推進を担う組織（全学的内部質保証推進組織）は、「聖心女子大学全学評価委員会規程」に基づき、全学評価委員会とする。
- (3) 自己点検・評価活動の実施にあたっては IR データの活用を促進し、自己点検・評価活動の客観性及び妥当性を高める。また、定期的な外部評価を行うよう努める。
- (4) 自己点検・評価結果については、情報公開の観点から社会に積極的に公表していく。
- (5) 教育の質保証について、各組織が全学一体となって連携・協力し、大学としての責任を果たす。

2. 組織の権限・役割等

- (1) 全学的内部質保証推進組織である全学評価委員会の下に全学評価委員会事務専門部会を置き、将来構想・評価委員会（学部・大学院）と連携して、各学科・大学院各専攻及び事務組織の自己点検・評価活動を推進する。
- (2) 将来構想・評価委員会（学部・大学院）は、教育目標、3つのポリシーに基づく教育活動について自己点検・評価活動を組織的に行い、その結果を全学評価委員会に報告する。
- (3) 全学評価委員会事務専門部会は、全学評価委員会の下で自己点検・評価活動を組織的に行い、その結果を全学評価委員会に報告する。
- (4) 全学評価委員会は、全学的な観点に基づき、自己点検・評価活動を行った組織等に対してフィードバックを行い、改善活動を促進する。改善を要する事項等のうち、全学的な対応を要する事項については、学長に提言を行う。

3. 手続き・運用

- (1) 全学的内部質保証推進組織である全学評価委員会の業務、権限、その他の運営に関しては、「聖心女子大学全学評価委員会規程」に定める。
- (2) 各学科・大学院各専攻の自己点検・評価活動を統括する将来構想・評価委員会（学部・大学院）の業務、権限、その他の運営に関しては、「聖心女子大学教授会規程に基づく委員会規程」、「聖心女子大学大学院委員会規程に基づく委員会規程」に定める。
- (3) 全学評価委員会事務専門部会の業務、権限、その他の運営に関しては、「聖心女子大学全学評価委員会事務専門部会内規」に定める。

- (4) 「聖心女子大学 中期目標・中期計画（2020 年度～2024 年度）」に基づき、(公財) 大学基準協会が掲げる「大学基準」を参考に点検・評価結果の妥当性を検証し、活動状況の適切性を検証する。
- (5) 本学の内部質保証推進体制については、関係組織と連携しながら継続的、組織的に検証し改善を行う。

附 則

平成 27 (2015) 年 3 月 11 日教授会承認

附 則

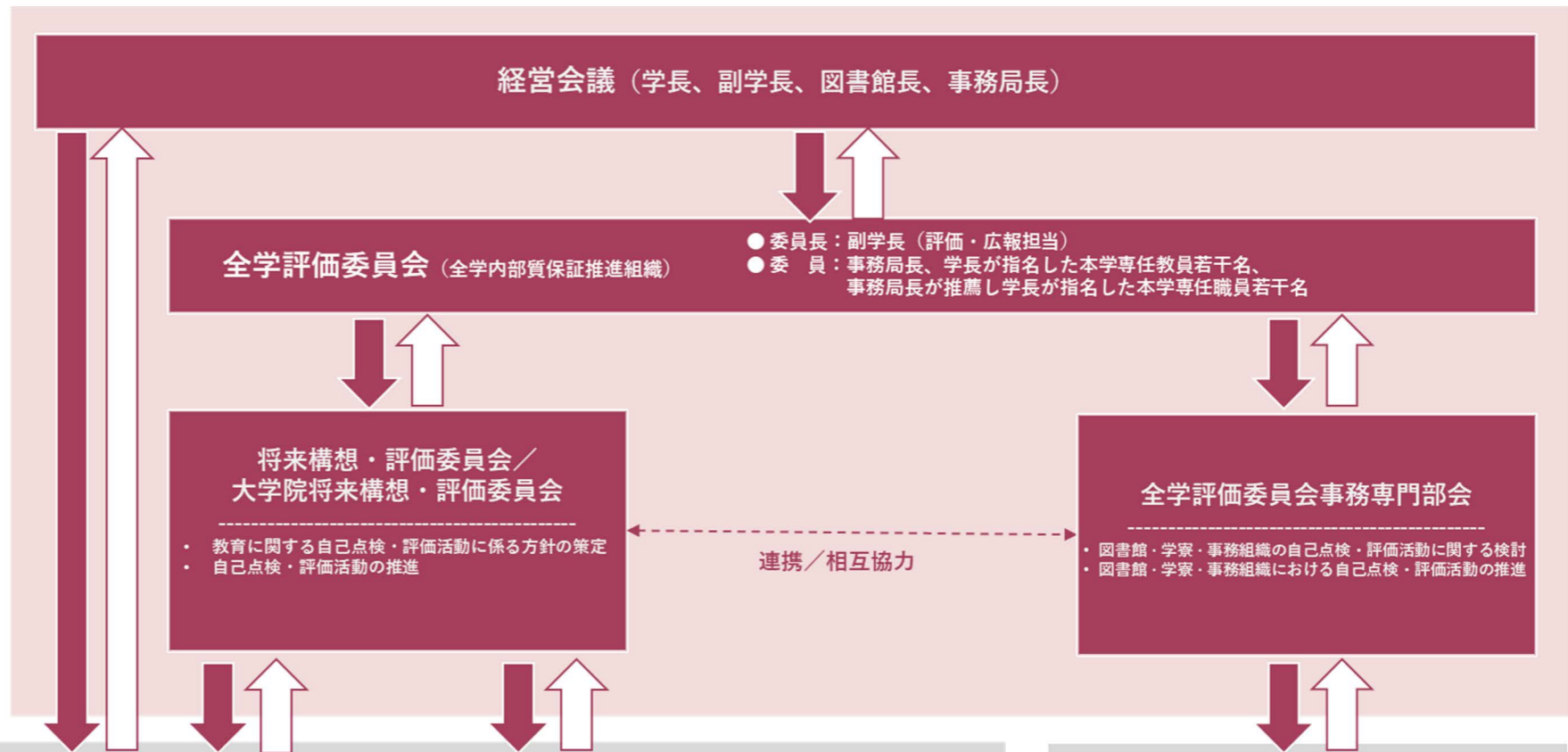
令和 4 (2022) 年 11 月 8 日教授会了承

附 則

令和 5 (2023) 年 3 月 8 日教授会了承

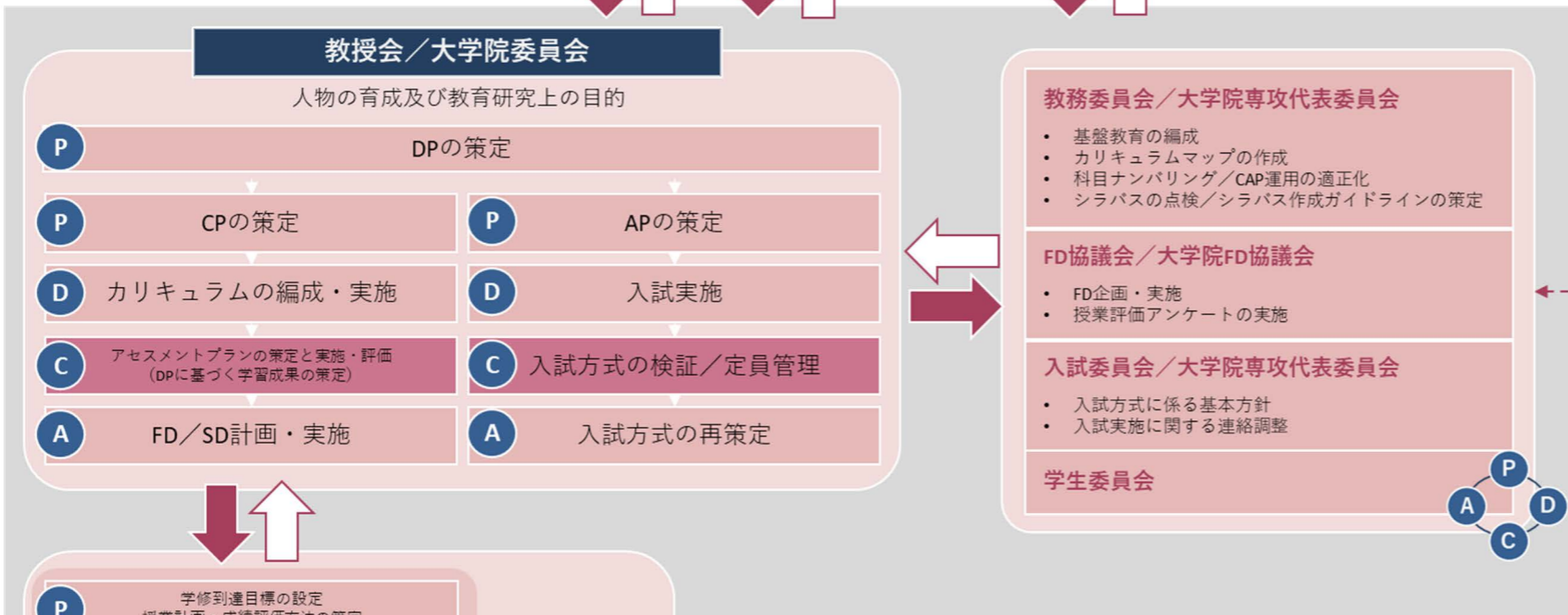
聖心女子大学 内部質保証体制図

全学レベル

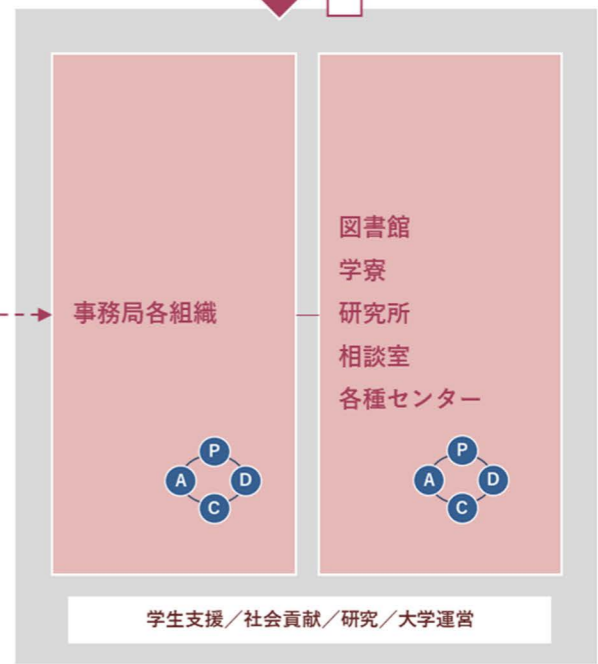
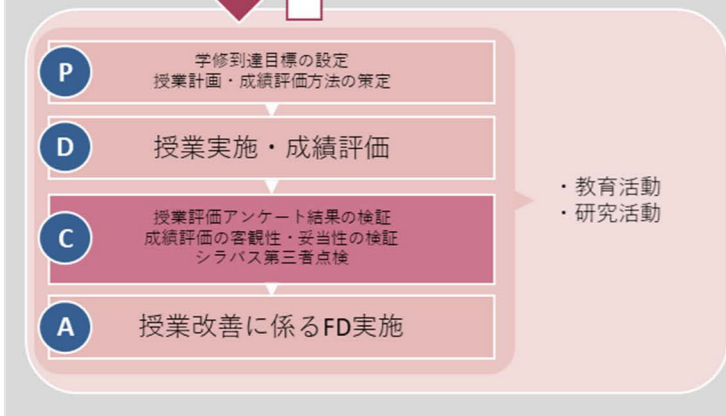


計画・点検機関

学部・研究科レベル



授業・教員レベル



実行機関

